第17回消費者契約法専門調査会 「中間取りまとめ(案)」に関する意見

東京大学大学院経済学研究科 柳川範之

申し訳ございませんが、第17回の専門調査会を欠席致しますため、以下の点について意見を記させて頂きます。

P9 第3 契約締結過程 1「勧誘」要件の在り方

イ 第1段落

第16回における意見で

「イ 「不特定の者に向けた広告等の中にも、消費者の意思形成に直接的に影響を与える ものがあり、取消しの規律の適用を認めるべき場合があること自体については、委員から 特段の異論はなかった。」

とありますが、取消しの規律の適用を認めるべき程かについては、多少慎重に考える必要があり、委員から異論がなかったとするのは、少し強すぎる表現のように思われます。」

と書かせて頂いたところですが、私としては、やはり「委員から異論がなかった」とする のは抵抗があります。従いまして、ここは

「・・・取消しの規律の適用を認めるべき場合があるとの意見があった。」 あるいは、多くの委員の方が賛成なのであれば、

「・・・取消しの規律の適用を認めるべき場合があるとの意見が多数であった。」 として頂ければ幸いです。

P13 第3 契約締結過程 3 不利益事実の不告知

ウ 今回の修文により、イには両論が記される形となりました。これをウの「そこで、・・・」と受けて、「不実告知型と不告知型に分けて検討するのが適当である。」と断定するのは、やや無理があるように思われます。この点を踏まえた、適切な修文をお考え頂ければ幸いです。

P13~P14 3 不利益事実の不告知 (1) 不実告知型

不利益事実の不告知の中に不実告知に実質的に近いものがあることは同意致しますが、 だからといって、両者を同一視して良いと断定するのは論理的飛躍があり抵抗を覚えます。 (この点は前回意見でも主張し修文して頂いたところですが、修文後でもやはり断定に足 る説得力はないように思います。) また、P13 のイにおいては故意要件を外すことに対する 反対意見も書かれています。これらの点を踏まえると、

ウにおいて 「不実告知(法第4条第1項第1号)と同視して取り扱うこととし、・・・故意要件を排除するのが適当である。」

と断定するのは、強すぎる表現と思われ、修文を希望致します。修文案としては、たとえば、

「不実告知(法第4条第1項第1号)と同視して取り扱う考え方に基づけば、・・・故意要件を削除する方向での検討が考えられる。」

等が考えられるかと存じます。

以上、意見を記させて頂きましたが、会議に欠席致しますので、最終的な取扱いは当日の会議でのご議論にお任せ致します。どうぞ、よろしくお願い致します。

以上